

☆保育料について

中央

乳幼児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）	
階層区分	定 義	3歳児未満	3歳・4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円
2	第1階層及び第4～7階層を除き、前年度分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	町民税非課税世帯	5,100円
3		町民税課税世帯	14,020円
4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	22,950円
5		40,000円以上 103,000円未満	35,190円 32,460円
6		103,000円以上 413,000円未満	37,740円
7		413,000円以上	32,460円
			68,000円

所得税課税額の計算に当たっては、次に掲げる額を扶養控除の額に合算し、当該合算した額を扶養控除とみなして計算する。

- (1) 38万円に16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- (2) 25万円に16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

問寒別

A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円
B	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税非課税世帯	2,500円
C	A階層及びD階層を除き前年度分の町民税課税世帯	6,600円
D	1 A階層を除き前年分所得税が50,000円未満の世帯	10,500円
	2 A階層を除き前年分所得税が50,000円以上100,000円未満の世帯	11,300円
	3 A階層を除き前年分所得税が100,000円以上の世帯	12,900円

所得税課税額の計算に当たっては、次に掲げる額を扶養控除の額に合算し、当該合算した額を扶養控除とみなして計算する。

- (1) 38万円に16歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額
- (2) 25万円に16歳以上19歳未満の扶養親族の人数を乗じて得た額

☆入所手続等お問い合わせ先

幌延町立中央保育所 電話・告知端末機 5-1254
問寒別へき地保育所 電話・告知端末機 6-5404

保育所の運営には、電源立地地域対策交付金が利用されています。

七十三くる妻にくる年の暮

歳末に尾びれ貼りたる古き壁

何もなき日々が忙しき年の暮

年の暮こわれたラジオ叩いたり

年つまり四捨五入して家事に入る

年の瀬のみなぬくぬくの牛舎かな

十二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

横山 貞雄

藤岡 芙美


熊谷千恵子

佐藤 光朗

富樫とも子

田中 徹男

告知端末機
「知らせますケン」
の視聴についての
お願い！



皆さんの家に設置させていただいている告知端末機「知らせますケン」では、町や学校、町内会などからのお知らせが配信されています。

定時放送時間（7:30・12:30・18:00）に見逃しても、ホームボタンを押すことでいつでも視聴可能です。

大事なお知らせもありますので、電源は必ず入れておいてください。そして、1日に1回はお知らせの確認をお願いします。